主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意第一は、憲法三二条違反をいうが、その実質は単なる法令違反の 主張であり、同第二は、刑訴法四一一条四号の事由がある旨の抽象的な主張であつ て、いずれも同法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五九年一月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	中	村	治		朗
	裁判官	藤	崎	萬		里
	裁判官	谷	П	正		孝
	裁判官	和	田	誠		_
	裁判官	角	田	禮》	欠	郎